

資料 3

実施計画 素案

基本目標5 住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり

5-1 多くの町民が関わり参加する自治のまちづくり

5-1-1 徹底した情報共有と町民参加の促進

主管課 政策推進課

1 現状と課題

町民が主役となったまちづくりを進めるためには、町民と行政が情報を共有し、町政に対する理解と信頼を深めることが必要です。

本町は「めむろまちづくり参加条例」に基づき、町民参加による開かれた行政を進めており、町民に分かりやすく情報を提供する町総合情報誌「すまいる」、町ホームページ、各種SNS（LINE・Facebookなど）で行政情報を発信するとともに、町民と町長が直接話をする「めむろ未来ミーティング」（対話・オンライン）、ホットボイス、各種審議会などの開催、まちづくり意見募集（パブリックコメント）、ワークショップ、SNSの活用などで広く町民の意見を聴く機会を設けています。

町政運営は情報共有が前提であり、町民が何を感じ、何に関心があるかをさまざまな手法で把握し、課題を反映させた行政サービスが提供されなければなりません。そのためには町民参加や活動が円滑に行えるように参加の機会が保障されることに加え、その環境づくりが必要です。

人々が情報を取得する機会や媒体が多様化し、情報が伝わる・拡散するスピードが加速していることから、情報を必要とする人に正確な情報をタイムリーに届けられるよう努めなければなりません。特に近年は即時性を重視した情報発信が求められており、SNSの活用による速報性と計画性を持った情報発信体制の強化が求められます。一方で、デジタル機器に不慣れな方や高齢者への配慮として、広報誌などのアナログ的な手法も継続して維持していく必要があります。デジタルとアナログを適切に組み合わせた情報発信が重要です。また、町ホームページについては、見やすさや検索機能の向上など、利用者の利便性向上が引き続き課題となっています。

さらに、デジタル化の進展に伴い、個人情報の適切な管理や情報セキュリティ対策の強化が求められており、デジタル化に伴うデータ流通の質的・量的な増大への対応も必要です。

情報共有や町民参加の環境づくりのいずれの場合においても、今ある手法について常に検証を行い、その時代に合った手法を取り入れ、柔軟に対応するよう努める必要があります。

2 施策の方針

町民と行政が情報共有し、主体的なまちづくりへの参加を促進します。

対象	町民
意図	町民と行政との情報共有を行い、まちづくりに自発的に参加してもらう
結果	町民のまちづくりへの参加意識を高め、町民が主役となったまちづくりを進める

3 施策の主な内容

（1）開かれた行政の推進

・「芽室町情報公開条例」や「改正個人情報保護法」に基づいた行政情報の適切な公開を継続します。
また、公文書の適正管理や各行政システムの安定稼働やセキュリティ対策などの安全確保に努め、文書ファイリングシステムを継続し、行政文書の情報管理を図ることにより、組織として必要な情報を管理・共有化するとともに、必要な文書を迅速かつ的確に提供します。

（2）総合情報誌「すまいる」・ホームページ・各種SNSの充実

・透明性の高い開かれた行政運営に努めるとともに、行政への関心と参画意欲の向上につなげるため、町民とのコミュニケーションの充実を重要な柱に位置づけ、町総合情報誌「すまいる」や町ホームページ、各種SNSによる情報発信を積極的に行い、町民に役立つ情報を迅速かつわかりやすく発信します。

・「伝える広報誌」をさらにわかりやすく、読み手となる町民がより理解できる「伝わる広報誌」へと誌面の充実を図るとともに、広報力の総合的な強化に取り組みます。また、SNSについては、種類や内容によってターゲット層を使い分けた効果的な情報発信に努めます。

(3) セキュリティ対策

・個人情報の漏えいなどを防止するため、ハード・ソフト両面から情報セキュリティ対策のさらなる強化に努めます。

(4) 広聴の機会の充実

・町民だけではなく、町内で働く人や学ぶ人、町内の事業者や団体など、対象者に応じてさまざまな手法を使い分け、多くの方との対話の機会を作るよう努めます。

(5) 町民参加の機会づくり

・「まちづくり参加条例」に基づき、町民参加のための機会の確保を徹底するとともに、時代に合わせて参加手法の仕組みを改良します。例えば、町民と行政の双方向コミュニケーションを充実させるとともに、町民同士が交流できるデジタルプラットフォームの利用実現に向けて取り組みます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値 (R12)
①行政情報の公開や説明責任が果たされていると思う割合	住民意識調査	75.5% (R7)	85.0%以上
②行政からの情報発信方法が充実していると思う町民の割合	住民意識調査	87.5% (R7)	85.0%以上

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
文書ファイリングの推進	総務課		実施			
ホームページ、SNSの効果的な運用	政策推進課		実施			
町民参加の機会確保	政策推進課		実施			
「伝わる広報誌」への誌面充実	政策推進課		実施			

基本目標 4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

4-2 快適な都市環境づくりの推進

4-2-1 有効な土地利用の推進

主管課 都市経営課

1 現状と課題

本町は、都市機能を備えた都市地域、優良農地としての農業地域、多面的な機能を持つ森林地域などにより構成されており、「芽室町総合計画」や「芽室町都市計画マスタープラン」などに基づき、計画的な土地利用を行っています。

特に都市地域については、都市計画に基づく規制手法により、無秩序な都市化をコントロールし、効率的な都市基盤の整備を実現しており、平成 30 年度には「芽室町立地適正化計画」を策定し、まちなかへの居住誘導、町民の暮らしを支える公共施設などの適正配置や交通環境の整備を進めています。

今後の人口減少を前提として、市街地の再構築などによる都市構造の再編へと取り組みを転換しながら、ＪＲ芽室駅を中心としたまちなかは商業的土地利用を基本としつつ、賑わい創出につながる有効な土地利用やまちなか居住を進め、公共施設の再配置や公営住宅団地の用途廃止などにより生じた町有地などについては、町の課題解決に即した土地利用を進めていく必要があります、これらは個別に利活用を検討するのではなく、町の将来像を見据えながら包括的に計画していくことが重要となります。

新たな市街化区域の拡大については、工業系の土地利用を基本とし、農林業との健全な調和を図りながら、目指すべき都市像を実現していく必要があります。

2 施策の方針

有効な土地利用により、機能的なまちづくりを進めます。

対象	主として都市計画区域
意図	農林業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保する
結果	暮らしやすい環境を維持する

3 施策の主な内容

(1) 都市計画制度などの適正な運用

- ・都市計画区域の中でも市街化調整区域については、市街化を抑制する区域として開発が規制されていますが、農林業の関係法令などと調整のうえ、必要な施設については開発許可制度の適正な運用を進めます。

(2) 商業系土地利用の維持

- ・商業系土地利用の中心市街地とその周辺では、多様な世帯が暮らしを維持できるまちなか居住を推進し、商業の活性化、生活の利便性向上などまちなか再生の取組を進めます。

(3) 住宅系土地利用の維持

- ・芽室町の住宅地は、開発許可制度や土地区画整理事業などの開発により、良好な居住環境が整備されてきました。今後 **も** 現在の住環境を維持するとともに、人口動態の変化をとらえながら、公共施設の**再配置**や公営住宅団地の用途廃止などが生じた町有地は、**住宅地を基本に**土地利用を進めていきます。

(4) 工業系土地利用の拡大

- ・工業系土地利用は、**既存の工業団地が飽和状態であり、本町の地理的位置やインターチェンジを有するなど交通の結節点としての需要も大きいことから**、農林業との調和を図りながら拡大に向けた調整を進めます。

(5) 持続可能な都市の形成

- ・本計画に合わせて見直す「芽室町立地適正化計画」により、一定の人口密度を保つことで、生活サービス機能や地域コミュニティを持続的に確保する居住誘導区域、町民の福祉や利便のために必要な施設を誰もが利用しやすい区域に集積させ、サービスの効率化を図り、継続的なサービスを確保する都市機能誘導区域を引き続き設定して施策を推進します。

(6) 適正かつ効果的な公共施設などの配置

- ・公共施設は、利用者の利便性、地域間のバランス、町全体のゾーニング、まちなか再生の取組、既存施設の改修及び更新などを勘案しながら、地域や利用者の将来ニーズを把握し、施設に求められる機能や規模等を検討し、多機能化や複合化などさまざまな手法により「芽室町公共施設配置構想」などを踏まえて配置を行います。
- ・遊休財産については、「芽室町町有財産利活用等基本方針」に基づき検討を進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①市街化区域内に居住する人口の割合	町住民税務課データより	% (R7)	%
②町内のみで日常生活が充足できていると思う町民の割合	住民意識調査	% (R7)	%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
公共施設配置構想の進行管理	政策推進課		実施			
芽室町立地適正化計画の推進	都市経営課		実施			

6 展望計画（2027（令和13）年度～2030（令和16）年度の展望）

- ・未利用行政財産の活用検討
- ・普通財産の活用促進（売却・貸付など）

基本目標 4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

4-2 快適な都市環境づくりの推進

4-2-2 快適な住環境の整備

主管課 都市経営課

1 現状と課題

本町には令和 8 年 3 月現在、56 カ所 67 ha の公園と緑地があり、特に芽室公園は町民の憩いの場としてさまざまな用途に広く活用されています。

芽室公園内の花菖蒲園は、平成 28 年の台風 10 号によって多大な被害を受け、617 種類の花菖蒲が 376 種類となりましたが、災害復旧工事を行い令和 8 年 3 月現在 437 種類まで復旧しました。

今後も、芽室遺産の一つである花菖蒲園を持つ芽室公園、広い芝生を持つ芽室南公園及び芽室東公園、防災公園としての機能を有するあいあい公園などの維持管理を行い、地域の街区公園については、芽室町公共サービスパートナー制度などを活用し、町民が自主的な活動のもと、地域コミュニティの推進の場としての公園の適切な維持管理に努めることが重要となっています。また、公園・緑地については、人口減少や少子高齢化の進行、財政制約、施設の老朽化を踏まえ、令和 7 年度に「芽室町都市公園ストック再編計画」を策定しており、地域住民や公園利用者などの意見を参考にしながら、町民満足度向上や、長期的に安定した維持管理とコスト縮減につながる取組を進める必要があります。

本町の総合公園である芽室公園では、Park-PFI 制度を活用し、民間活力を導入して整備を行い、公園利用者の利便性の向上を図り、新たな誘客による消費喚起、地域内経済循環に取り組む必要があります。

また、新嵐山スカイパークは、令和 8 年度から都市公園に編入され、町民の憩いの場として多くの方に利用されていますが、施設の老朽化が進行していることから、令和 7 年度に策定した新嵐山スカイパーク再生基本計画に基づき、計画的な更新、修繕を行い、町民にとって誇ることのできる、魅力ある場所を目指した取組が求められています。

住宅施策では、住宅関連施策の総合的・体系的な推進のための計画である「芽室町住宅マスタープラン」に基づき、少子高齢化対策や定住を促進する住環境づくり、住宅の安全性と快適性を確保するための取組を総合的に進めています。また、少子高齢化や人口減少に伴い、空き家などの件数が増加することが予測され、適正に管理されていない空き家は生活環境に影響を及ぼすことが危惧されることから、令和 5 年度に新たに策定した「芽室町空き家等対策計画」に基づき、空き家などの発生抑制、適切な管理及び利活用促進のための取組を進める必要があります。

公共賃貸住宅は、町内公営住宅の維持管理等に係る「芽室町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な整備と長寿命化に向けた修繕を進めています。今後も人口減少や高齢化などの社会情勢の変化を把握し、高齢者や障がいのある人など住宅の確保に配慮を要する人が快適に住むことができる住宅整備を進める必要があります。

斎場においては、昭和 51 年に建設の芽室町斎場が施設設備の狭隘・老朽化が進んでいます。本格的な高齢社会の到来に伴い、火葬需要の増加が予測されるなか、近い将来、現在の斎場設備では対応が困難になることが予想されることから、整備に向けて進めていく必要があります。

2 施策の方針

快適で安全・安心な公園などの住環境の整備と適正な公共賃貸住宅の供給を進めます。

対象	町内の住環境
意図	快適で安全・安心な住環境を町民に提供する
結果	町の人口減少の抑制と、居住者の快適な暮らしの実現

3 施策の主な内容

(1) 公園施設などの維持管理の推進

町民の方々が、憩いの場やコミュニティの活動の場として安全・安心に利用していただけるように、全道的にも有数の規模の花菖蒲園を有する芽室公園などの維持管理を行います。また、芽室公園は国道沿い、大きな芝生広場など、人の集まる立地条件を活かし、老朽化した公園施設の更新と合わせ、魅力ある公園とする「(仮称)芽室公園再整備基本計画」を策定し、令和7年度に策定した「芽室公園再整備基本構想」の内容を踏まえ、P a r k - P F I 事業と連携を図りながら、まちなかへの誘客を図ります。なお、街区公園など地域に密着した公園は、地域の方々が、自分たちの公園と感じていただけるよう芽室町公共サービスパートナー制度などを活用し、管理を推進します。

また、芽室公園においては、P a r k - P F I 制度を活用し、公民連携・公民共創により公園の魅力を向上し、町民や公園利用者の利便性向上、地域経済活性化、まちなか再生など町の課題解決につなげる取組を進め、誰もが安心して訪れたいとなる地域の日常拠点の形成を目指します。

(2) 芽室町都市公園ストック再編計画の推進

「芽室町都市公園ストック再編計画」に基づき、公園内施設の再編、照明施設のL E D化、長寿命化整備の推進等を行い、将来的な維持管理費の抑制を図ります。また、公園の整備・設計にあたっては、地域住民や公園利用者などと意見聴取や対話を重ね、ニーズに即した公園整備を目指します。

(3) 高齢者や障がい者などが安心して暮らせる住環境の形成

高齢者や障がい者などが住みやすい住宅の普及に向けて、公共や民間、関係機関と連携して相談・指導体制の充実を図るとともに、住宅セーフティネットの構築に取り組み、安心して地域で暮らせる住環境の形成を目指します。

(4) 居住環境の改善に向けた空き家の対策

空き家などの発生抑制、適切な管理及び利活用に関する対策を総合的かつ計画的に進めるために策定した「芽室町空き家等対策計画」に基づき、安全で安心して暮らせる居住環境を目指します。また、地元不動産業者と連携した空き家などに関する総合的な相談窓口体制を充実させると共に、「特定空き家等除却補助制度」の活用を促進し、危険な状態にある空き家への対策を進めます。

(5) 公営住宅の整備と適正な維持管理の推進

公営住宅は、「芽室町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な整備と長寿命化に向けた修繕を行い、適正な維持管理を進めます。また、整備などの進捗状況などに応じ、計画の適宜見直しを行います。

(6) 定住促進のための住環境づくり

「芽室町住宅マスタープラン」に基づき、持ち家の取得支援や住宅リフォーム奨励事業を活用し、定住促進と良好な住環境の形成を進めます。

(7) 芽室町斎場の整備

老朽化が著しい現在の斎場については、「芽室町斎場整備基本計画」に基づき、整備に向けた取組を進めます。

(8) 新嵐山スカイパークの計画的な整備と維持管理

令和7年度に策定した新嵐山スカイパーク再生基本計画に基づき、「町民が利用する場所」「子どもからお年寄りまでたくさんの人が楽しめる場所」「町民が誇れる場所」「町民に愛され外の人が魅力を感じる場所」「地域経済の活性化に寄与する場所」の実現を目指し、計画的な施設整備を行います。

また、施設整備にあたっては、活用可能な国の制度との連携や企業版ふるさと納税などの財源確保に努めるとともに、持続可能な運営を目指し、指定管理者制度など、民間活力の活用を進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①新設住宅着工件数(計画期間中累計)	建築着工統計調査	—	280 戸
②新嵐山スカイパーク利用者数	魅力創造課調べ	273,520 人 (R3)	288,000 人
③芽室町の公園に満足している町民の割合	住民意識調査	79.2% (R7)	90.0%
④居住環境に満足している町民の割合	住民意識調査	81.8% (R7)	90.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
芽室町都市公園ストック再編計画の推進	環境土木課		実施			
芽室町公営住宅等長寿命化計画の推進	都市経営課		実施			
新嵐山スカイパークの再生	魅力創造課		実施			

6 展望計画（2027（令和 13）年度～2030（令和 16）年度の展望）

- ・芽室町都市公園ストック再編計画の推進
- ・住宅マスタープランの推進
- ・芽室町公営住宅等長寿命化計画の推進
- ・空家等対策計画の推進
- ・新嵐山スカイパークの計画的な整備の推進

基本目標 4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

4-3 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全

4-3-1 環境保全と再生可能エネルギーの推進

主管課 環境土木課

1 現状と課題

本町には、日高山脈の山並みを背景に水辺の自然を残した河川、碁盤の目に区画割された農地とそれを取り巻く耕地防風林などが残され、美しい自然・農村景観に恵まれています。

本町では、「芽室町緑の基本計画」に基づき、緑地保全や緑化推進などに取り組むとともに、「クリーンめむろ環境基本計画」による美しい景観づくりに向けた活動を推進してきました。

環境問題は、地球温暖化や大気汚染、水質汚濁など地球環境問題にまで広がり、私たちが地球規模で解決していかなければならない問題となっています。

本町においても国が掲げる 2050 カーボンニュートラルに向けて、町民・事業者・行政が一体となって地域脱炭素社会を築いていくため、令和6年度に芽室町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）を策定しました。

第3期クリーンめむろ環境基本計画にも掲げているように、このまちの自然環境を確保し、将来の世代に引き継ぐことは重要であり、地球温暖化対策を進める上で、自然景観の保護は不可欠であると考えています。自然景観を保護しながら、地域経済の活性化をはじめとする地域が抱える問題の解決にもつながるよう、地域資源・先進的技術や技術革新・創意工夫を生かした施策を推進していく必要があります。

2 施策の方針

本町の豊かで美しい自然環境の保全と循環型社会に向けたエネルギーの有効活用を進めます。

対象	町民・町内の自然環境
意図	環境への負荷を低減し、自然環境を保全する
結果	町民が住みやすい快適な生活環境を保全する

3 施策の主な内容

(1) 生活環境の保全

- ・環境の監視・測定を行うとともに、良好な生活環境を維持するため、指導・対策に努めます。
- ・快適な生活環境を維持するため、「クリーンめむろ環境基本計画」を推進し、町民、事業者、行政などが連携し、環境美化活動などを推進します。

(2) 自然景観の保全と活用

- ・雄大な日高山脈を背景にした身近な森林の保全、広大な畑と耕地防風林からなる農村景観の保全を促進するとともに、十勝川・美生川・芽室川・ピウカ川などの水と緑と美しい河川景観の保全に努めます。
- ・日高山脈襟裳十勝国立公園について、地域資源としての自然環境と景観の保全に努め、さまざまな分野で活用を努めます。

(3) 公共施設などからの温室効果ガス排出量の削減

- ・施設や街路灯のLED化をはじめとする公共施設などの省エネルギー化を進めるとともに、可能な限り再生可能エネルギーの利用を促進します。
- ・芽室町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）に基づき、再生可能エネルギー由来の電力調達など、

新たな取組による温室効果ガス排出量削減に努めます。

(4) 町民・事業者への温室効果ガス排出量削減の取組

- ・省エネ機器や再生可能エネルギー設備導入への支援などを行い、一般家庭や企業からの温室効果ガス排出量削減を図ります。
- ・2050年ゼロカーボン実質ゼロを達成するため、行動変容につながる環境意識の醸成を図り、ゼロカーボンを実践する土壌を築きます。
- ・ゼロカーボンに対する理解や、それぞれの活動などへの影響・効果などを考える機会をつくるため、関連するセミナーやイベントなどを開催します。さらに目に見える形で理解できる仕組みや、行動につながる対策を講じながら、意識醸成につなげていきます。

(5) 自然と調和した取組の推進

- ・町内にある森林・緑地の適切な整備を進め、二酸化炭素吸収量の増加を図ります。また、国立公園に指定された日高山脈をはじめ、農村地域の景観を守り、次世代へとつなげていきます。
- ・森林・緑地などの適切な整備・維持管理などによる二酸化炭素吸収量を活用し、Jクレジット創出事業の取組を関係事業者などと連携して進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①芽室町の景観に満足している町民の割合	住民意識調査	86.9% (R7)	90.0%
②芽室町の自然環境（空気・水・土壌など）に満足している町民の割合	住民意識調査	91.7% (R7)	95.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
クリーンエネルギー推進事業・再生可能エネルギーの普及促進	環境土木課		実施			
クリーンめむろ環境基本計画の推進	環境土木課		実施			
自然環境・生活環境の保全	環境土木課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・クリーンめむろ環境基本計画に基づき、町民・事業者・行政が連携した環境美化活動や自然景観の保全をさらに推進するとともに、自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全の推進。
- ・芽室町地球温暖化防止実行計画（区域施策編・事務事業編）の改訂を行い、ゼロカーボン施策の推進によるさらなる温室効果ガス排出量の削減

基本目標 4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

4-3 自然と調和した持続可能な生活環境の整備保全

4-3-2 廃棄物の抑制と適正な処理

主管課 環境土木課

1 現状と課題

本町の豊かで美しく良好な環境を保全し、次世代に継承していくためには、町民との協働による日常的な環境保全・美化活動を推進するとともに、町民・事業者・行政が互いに協力し、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を進めることが重要です。

国は、令和6年に「第5次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。本計画では、①循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現などを掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示しています。

本町においては、「クリーンめむろ環境基本計画」、「芽室町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を担いながら、ごみの減量化、資源化、適正処理による資源循環型社会の実現に向けたまちづくりに取り組んでいます。環境負荷の軽減を図り、快適な生活環境づくりを進めるためには、より一層のごみの分別の徹底と、適正な排出方法の啓発、指導が必要です。

また、「クリーン農業」を推進している本町農業にとって、環境問題への関心の高まりや豊かな農村環境を保全する観点などから、農業廃棄物については、資源の有効利用を基本とした適正処理を推進しています。

豊かで美しく良好な環境を次世代に継承していくため、今後においても、町民・事業者・行政が互いに協力し、本町らしい資源循環型社会の構築と、ごみ減量化につながる「3R」の取組が必要です。

2 施策の方針

町民・事業者・行政が互いに協力し、ごみの減量化や資源リサイクルの取組を進め、本町らしい資源循環型社会の構築を目指すとともに、快適な生活環境づくりを進めます。

対象	町民・事業者
意図	ごみの減量化と資源リサイクルを推進し、適正な廃棄物処理を行う
結果	快適な生活環境と資源循環型社会の構築

3 施策の主な内容

(1) 資源ごみのリサイクルへの取組

ごみの減量化や資源リサイクルを推進するため、ゴミの分別・排出方法のきめ細やかな周知や啓発活動を進めます。小型電子機器を回収することにより資源リサイクルにつながり、その結果、ごみの最終処分量が削減につながることから、積極的な周知などにより回収量の増加に向けて取り組みます。

地域における資源集団回収の取組は、町民がごみの分別・回収に直接携わることによりリサイクル意識の向上につながり、地域コミュニティの活性化にも寄与する事業であることから、町内会だけではなく、他の住民団体・組織へ事業の推進を図ります。

(2) 事業系ごみのリサイクルに向けた取組

昨今の環境問題の関心の高まりにつれ、事業者の環境に対する取組姿勢が注目されつつあります。ごみの資源化・減量化など、環境に配慮した取組を行う事業者に対する新たな仕組みの創設に向けて取り組みます。

(3) 事業者との連携によるごみ削減の取組

町内の店舗などにおいて提供する商品の簡易包装や包装をしないまま商品を提供するなど、町内商店会と連携・協力しながら、包装などの簡素化によるごみ削減への取組を進めます。また、町内飲食店と連携し、提供する食事・食品の量などを調整する工夫などにより、食べ残しの抑制や食材の使い切りによる食品ロス削減への取組を進めます。

(4) 農業廃棄物の適正処理

環境問題への意識向上や豊かな農村環境の保全を目的として、ＪＡめむろと連携して農業廃棄物の適正処理を推進するため、芽室町農業用廃プラスチック適正処理対策協議会による一斉回収及び処理と処理費用への助成を実施しています。本取組については、農業廃棄物の適正処理の観点から、協議会での議論を踏まえ、実施内容を見直しながら継続して実施するとともに、プラスチック管財の長寿命化や代替資材（生分解性プラスチック等）の利用を含めた農業用廃プラスチックの排出規制、資源の有効利用を基本とした農業用廃プラスチックの適正処理について検討を行います。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
① 1人1日当たりの家庭から排出するごみの量	環境土木課調べ	390.45g/人・日 (R6)	345g/人・日
② リサイクル率	環境土木課調べ	31.34% (R6)	35.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ごみの排出抑制の推進	環境土木課		実施			
3Rの推進と啓発活動	環境土木課		実施			
農業廃棄物の適正処理	農林課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・計画期間中に取り組んだごみの排出抑制・3Rの推進・啓発活動の成果を検証し、1人1日当たりのごみ排出量のさらなる削減とリサイクル率の向上に向けた取組を継続・発展させます。
- ・国の循環型社会形成に関する施策の動向や社会情勢の変化を踏まえながら、「芽室町一般廃棄物処理基本計画」の改定等と連動し、本町の実情に合った資源循環型社会の構築に向けた取組を推進します。

基本目標 4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

4-2 快適な都市環境づくりの推進

4-2-3 道路交通環境の整備

主管課 環境土木課

1 現状と課題

本町の産業活動の骨格となる幹線道路は、道東圏と道央圏を結ぶ北海道横断自動車道、とかち帯広空港へのアクセスや十勝港への農業生産物輸送に大きな役割を果たす帯広・広尾自動車道、市街地の北部を東西に横断する国道38号線と主要道道4路線、一般道道6路線から構成されています。

北海道横断自動車道により、道央圏と本町とのアクセス時間が大幅に短縮され、産業活動や観光交流など広域的な高速ネットワーク道路として利用されています。また、釧路方面は令和6年12月には釧路西インターチェンジが開通し、北見方面は足寄～陸別間が事業再開されるなど、今後も、道央圏及び道東圏からの芽室インターチェンジ乗降者の利便性の向上を目指し、接続する道道東瓜幕芽室線の機能強化が必要となります。

また、帯広・広尾自動車道については、忠類大樹まで開通していますが、円滑な広域交通ネットワークの形成を進めるため、今後、広尾までの整備促進が期待されることです。

各主要道道については、国道38号を補完する生活拠点ネットワーク道路として多くの町民が利用しており、交通網の確保や道路の機能強化の観点から、冬期間における除排雪対策や防雪柵の設置による吹雪対策など、より一層の道路管理水準の強化が必要となります。

町道における課題として、築造後長期間を経過し老朽化した橋りょうの修繕、交通安全施設や緑化、省エネ街灯などの環境対策、高齢者や障がいのある人などに配慮した歩道の整備など、誰もが安心して快適に利用できる道路交通環境整備の必要があります。

さらに、冬期間における除排雪対策を含め、車道・歩道の適切な維持管理を行うため、道路パトロールなどにより道路状況の把握が必要であり、その拠点となる車両管理センターの老朽化による移転改築が課題となっています。

公共交通機関では、JR根室線、路線バス、都市間高速バス、スクールバスが公共交通を担っていますが、利用者の減少や運転手不足などの課題が生じています。また、地域内での移動手段としてコミュニティバスの運行や農村部タクシー助成事業を実施していますが、デジタルを活用した将来的な公共交通の在り様については、引き続き検討が必要です。

2 施策の方針

道路交通、公共交通における移動の快適性、利便性の向上を進めます。

対象	町民
意図	交通アクセスを強化する 目的地までの快適な移動、利便性の向上を進める
結果	安全で快適な生活を送ることができる

3 施策の主な内容

(1) 幹線道路網の整備促進

都市圏や物流拠点とのアクセス向上に向けて、高速道路の利便性をさらに高めるために接続道路の整備促進と、高規格道路による物流の円滑化を目指した早期完成や工事の安全対策などを国や北海道などに対し働きかけます。

(2) 道路網計画の策定

広域道路網との整合を図りながら合理的な交通網を確立するため、また、持続可能な道路整備を行うために策定した「芽室町道路マスタープラン」の将来道路交通網の整備プランを推進し、計画的な道路整備を進めます。

(3) 公共土木施設等環境の整備

- ・道路パトロールなどの実施により町民の皆さんが安心して快適に利用できるよう公共土木施設の適正な維持管理に努めます。また、経年劣化した橋りょうの長寿命化を進めるため、修繕計画に基づいた修繕を進めるとともに、老朽化した車両管理センターの移転改築に向け、「芽室町車両管理センター整備基本計画」に基づき、整備に向けた取組を進めます。交通安全施設の充実、バリアフリー化、街灯の省エネ化を進め、高齢者や障がいのある人、子どもたちに優しい車道・歩道の整備を進めます。
- ・除排雪対策では、冬期間の安全・安心な車道・歩道を確保するため、早期除雪に対応する除雪機械の充実を図るとともに、効率的な作業体制の構築や情報発信に努めます。

(4) 公共交通機関の確保

- ・民間で運営する公共交通機関に対しては、今後も運行の継続と利便性の向上、安全の確保を要望します。
- ・町民の交通利便性を確保し、高齢化社会における地域内の移動手段として効果的・効率的なコミュニティバスの運行や農村部タクシー助成事業を継続するとともに、デジタルを活用した需要と供給のマッチングが可能な移動手段の導入について引き続き検討を進めます

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①冬期間の移動（徒歩、車、公共交通機関等）は、安全・安心と感じる町民の割合	住民意識調査	50.3% (R7)	70.0%
②コミュニティバスの1便あたりの乗車人数	政策推進課調べ	9.2人 (R7)	10.0人

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
町道・歩道・駐車場等維持管理事業（橋りょう長寿命化修繕含む）	環境土木課		実施			
町道・歩道・駐車場等除排雪事業	環境土木課		実施			
地域公共交通確保対策事業	政策推進課		実施			

6 展望計画（2027（令和13）年度～2030（令和16）年度の展望）

車両管理センターの移転
コミュニティバス車両の小型化